

六甲山麓の観光企業創設と機関銀行の虚構

—阪神土地建物・船場銀行を中心に—

小 川 功

はじめに

筆者は甲陽土地¹⁾、三田浜樂園²⁾などを典型とする観光企業的色彩を有する土地会社のハイ・リスクな経営について関心をもち、最近の著書の中でも新花屋敷温泉土地を紹介した³⁾。またかつて守山又三という典型的な“虚業家”について、明治末期の京都関係の諸企業への関与を論じたことがある⁴⁾。守山は明治2年3月19日熊本県の小田戒三の次男として生れ、29年2月先代守山カツ子の養子となり家督相続、「幼より学を好み、郷譽に学び和漢の学を修め峨然頭角を現せり」⁵⁾（実辞、モ p16）、明治26年東京高商本科卒（熊本出身）⁶⁾、「実

- 1) 拙稿「阪神電気鉄道—阪神間の遊園地・都市開発に果たした役割—」宇田正、浅香勝輔、武知京三編『民鉄経営の歴史と文化・西日本編』古今書院、平成7年9月
- 2) 拙稿「海浜リゾートの創設と観光資本家—東京ベイ臨海型テーマパークの魁・三田浜樂園を中心に—」『跡見学園女子大学マネジメント学部紀要』第7号、平成21年3月
- 3) 拙著『虚構ビジネス・モデル—観光・鉱業・金融の大正バブル史—』、日本経済評論社、平成21年、第1章
- 4) 守山又三は拙稿「“虚業家”守山又三のハイ・リスク行動と京都財界」『京都学園大学経済学部論集』第12巻第2号、平成14年12月参照。
- 5) 本稿では新聞・雑誌、会社録、類出史料は次の略号で本文中に示した。営…『営業報告書』、#…発行回数、[新聞・雑誌] 中外…中外商業新報、大毎…大阪毎日新聞、大朝…大阪朝日新聞、大日…大阪日日新聞、奈良…奈良新聞、法律…法律新聞、内報…帝国興信所内報、T…東洋経済新報、R…鉄道時報、E…電気之友、商資…商業資料、[会社録] 諸…『日本全国諸会社役員録』商業興信所、要…『銀行会社要録』東京興信所、帝…『帝国銀行会社要録』帝国興信所、株…『株式年鑑』野村商店・大阪屋商店、紳…『日本紳士録』交詢社、人…『人事興信録』人事興信所、重…『大日本重役録』大正7年3月現在『大日本重役大観』大正8年、東京毎日新聞社、商信…商工資産信用録、商業興信所、実辞…古林亀治郎編『実業家人名辞典』東京実業通信社、明治44年、名士…『名士と其事業・覇者録』大正元年、選集…中西利八編『財界人物選集 第五版』昭和14年、変遷…東京銀行協会調査部編『本邦銀行変遷史』平成10年、[類出資料] 成金…千原伊之吉『成金物語』采女社、大正5年、商興…阿部直躬『三十年之回顧』商業興信所、大正11年、大沢…三浦豊

業界に身を投じ、多数会社の取締役、専務取締役、監査役等の職を帯び其手腕実に驚く可きものあり」(実辞、モ p16) とされた。明治44年には藤本清兵衛の腹心として大阪電気軌道、大阪電球、京都電気各取締役、共立物産監査役(要M44役、p540)、明治45年5月15日の総選挙で熊本県郡部から立候補、中央倶楽部所属の代議士となった。守山は京都電灯の田中博から「官僚の利けものであった大浦兼武子を背景にもち、当時大阪財界の惑星として縦横にあばれまわっていた」(財界、p48～51)、「大浦兼武氏の子分」(回顧、p149)と見られていた。守山自身も後年「当時私は桂内閣の内相をしてゐた故大浦兼武子らと親交を結び、その政治運動のために少からぬ無理をして軍資金を貢いだ⁷⁾と認めている。今回は守山が海外に逃亡する直接の原因ともなった阪神土地建物と船場銀行との間で仕組まれた一連の土地会社を巡る虚構について取り上げたい。同様に六甲山麓での観光開発を僭称した御影土地を論じた前回の拙稿⁸⁾の姉妹編を構成し、生駒山麓での同種企業の簇生については別稿⁹⁾を予定している。

1. 阪神土地建物の創立

阪神土地建物(大阪市東区淡路町5-2)は六甲山「西本願寺二楽荘の東続の高地五十万坪を一坪五十銭にて買収し、更に阪神電車今津停留場の南約二丁余の字中津村一円の十余万坪をも一坪三円五十銭にて会社に収用し、借家、遊園地、娯楽場を建設して賃貸をなす計画」(M45. 4. 5大毎)であった。守山は「外面豪胆な起業家に見へるが、其实細心周到な採算家で、一事業を起すに

二編『大沢善助翁』昭和4年、回顧…大沢善助述『回顧七十五年』、昭和4年、奥村…奥村千太郎『株式放資と売買術』文雅堂、昭和6年、財界…大槻喬編『田中博翁夜話・京都財界半世紀』昭和27年、古川…古川浩『会社問題の理論考察』昭和日日新聞社・評論新聞社、昭和31年

6) 如水会『会員名簿』昭和18年、p456

7) 「守山又三氏手記①」S11. 3. 25大毎

8) 拙稿「近江商人系資本家と不動産・観光開発—御影土地を中心として—」『彦根論叢』第375号、平成20年11月

9) 予定稿「生駒山麓の遊園・観光開発計画の蹉跌—日下温泉土地を中心として—」『生駒経済論叢』第7巻1号、平成21年7月(予定)

当りては、あらゆる資料の下に其成否と結果とを打算する」(名士, p174) とか、読書を唯一の趣味とし「君が蔵書の豊富は大阪紳士中の珍象」(名士, p174) とも評された意外な一面もあったから、阪神土地建物の以下に示した「趣意書」も守山の細心周到な一面を示しているよう。

阪神土地建物の所有地55万円は第一号地(兵庫県武庫郡本山村北畑・森村本庄に跨がる通称金長山, 菅滑山, 奥山などの禿山)「六甲山下西本願寺別荘付近, 学林ノ地所ニ接続シ, 東ニ連リタル五十万坪(坪五十錢替)」と第二号地(兵庫県武庫郡鳴尾村西鳴尾)「阪神電鉄今津停留場南二丁余, 海岸ニ沿フタル字中津村一円十万余坪」(株 T6, p605) の2物件であった。設立時の「趣意書」では第一号地は「芦屋駅を北へ数丁, 往古芦屋道満の城ける処地は自然の丘阜を作り, 脚下には武庫茅渚の海面開け, 眺眸絶佳, 夙に小舞子の称有り。現に西本願寺別荘の東に連り, 尚目下本願寺学林建設中の隣地にして阪神沿線中第一の健康地たり」¹⁰⁾, 第二号地は「現に阪神電鉄の経営にかかる鳴尾新市街と川を隔て, 南は海浜に沿ひ遙かに淡路島を一眸の内に収め, 北は六甲の峯と相對し, 其構内中央は将来十字形に水路を穿ち清冽の水を注流せしむべく, 又其地点は今津停留場(此停留場は大阪より二十五分間に達す)より僅かに二万余にして交通衛生共に申分なき土地也」¹¹⁾と宣伝するなど, 西本願寺, 阪神電鉄の大型開発に便乗する姿勢を見せていた。守山が社名に使用した阪神も, この時点ではまだ地域名称としては定着しておらず, むしろ高株価企業として注目されていた阪神電気鉄道の人気と信用力に便乗した感が強い。

二楽荘の東隣は「前記の価格にて株式を交付し」(M45. 4. 5大毎), 鳴尾の辰馬半右衛門の所有地は現金で支払うとした。物件の元所有者である辰馬半右衛門は明治10年8月11日生れ, 「東自慢ト称シ灘五大銘酒ノ一」¹²⁾の醸造元・辰馬鋳業主であった。同家は寛永年間から千石船数十隻を運航, 明治18年には辰馬鋳業部を創業し和歌山県東牟婁郡三尾川で銅山を採掘した。明治20年宗

10) 11) 18) 「趣意書」武知京三「大正期阪神地方の土地・信託会社一『日本全国諸会社役員録』を素材として一」『近畿大学短大論集』第8巻第1号, p113所収

12) 『阪神電気鉄道沿線名所案内』明治41年, 巻頭広告

家・辰馬家当主辰馬吉左衛門と有限責任盛航会社を設立、取締に就任¹³⁾、明治31年取締役として摂津航業を新設の際には宗家から船舶購入代金の融資を受けるなど宗家とも深い関係があった。明治38年阪神電気鉄道が開通するや、地元の武庫川堤約七千坪を開墾して翌年百花園を開設、日本摂酒監査役¹⁴⁾、西宮の「辰馬」は千原猪之助らと並ぶ株式界の仕手としても著名であった¹⁵⁾。また頭取に就任した京都貿易銀行は京都通商銀行と改称(変遷、p208)「惨澹たる末路…数万の損失を余儀なからしめ」(名士、p132)、大正10年4月休業破産、昭和5年4月任意解散が認可された。(変遷、p208)大正初期に辰馬半右衛門が経営していた本辰酒造は小西酒造へ合併された。

株式界の仕手として守山と接点があった辰馬半右衛門は苦楽園付近にも約50万坪を保有し、前稿の御影土地の発起人としても登場するなど阪神間の主要な不動産投資家でもあり、真偽のほどは不明ながらも当時の株式市況では仕手筋たる「鳴尾辰馬困窮の風説」¹⁶⁾がしばしば流布され、同業者である小西酒造大番頭・岩田種吉らによりこの種の怪情報が入手されていた。こうしたことから辰馬半右衛門は四方八方に事業の手を拡大しすぎて、固定化¹⁷⁾した保有土地の一部の流動化を守山らに託したものかと推測される。

「趣意書」によれば「近時衛生思想の普及と共に郊外生活を試みるもの益々増加せり。蓋し清新なる空気と温暖なる日光とは人生に最も緊要なる条件なれば也。我が大阪市が住居地として不適當なることは今更嗷々の要を見ず。工業地と住居地と截然区画せらるること尚欧米都市の如くならんのみ。而して此趨勢は已に数年前より郊外生活者の数を激増せしめ、近郊電鉄の便を藉る田園は漸く郊外都市の觀を呈しつつあるに至れり。想ふに此際適當なる設備と土工を施し、夫の青山に対し碧波に臨む樂園を提供するものあらば、大阪市内の住民は競ふて居を此処に求め、市内は真に店舗若しくは事務所として益々工業地たるの真価を發揮すべしと信ず。吾々茲に着眼し、阪神電鉄沿線中最も勝景に饒み、最も交

13) 矢野孝之輔編『第十三代辰馬吉左衛門翁を顧みて』昭和50年、p9～10

14) 『兵庫県管内紳士録』明治39年、p175

15) 宮本又次『大阪商人太平記』明治後期下、昭和38年、p161

16) 小西家文書、本店#491(『小西新右衛門氏文書目録』伊丹市立博物館、平成11年)

17) 時代は下るが昭和6年9月末の虎屋信託史料では辰馬への不動産担保貸付金38,823円、61,108円の二口が全額固定している。(麻島昭一『戦前期中信託会社の実証的研究—大阪所在の虎屋信託会社の事例—』平成17年、専修大学出版局、p179)

通に便利に而して物資の供給に自由なる処を択び、郊外に憧憬せる幾多の人をして来たりて自己の欲する俣の住居を得せしめんとし、六十余万坪の地所に完備せる借家、遊園地、娯楽場等を建築し賃貸をなすと共に、此の趣旨に叶へる他の土地売買の業を開始せんとす。是れ独り電鉄沿道の開発のみならず、時世の進運に伴ふ好個の事業たらずんばあらず…今や土地会社は恰も雨後の筍の如く頻々勃興せるものありと雖も、或は交通に或は衛生に欠くところ多きのみならず、其会社を買収せる土地価格に至ても亦廉なりと云ふべからず。我が社が前述景勝なる地点六十余万坪を坪僅かに金九十七銭余にて買収せるとは、殆ど同日の論にあらず。乞ふ大方の諸君別記土地の如何に安価に如何に現在有望なるかを視て御賛助あらんことを希ふ¹⁸⁾とあった。

新聞に掲載された株式募集広告によれば、「本公司は郊外の住宅地として最も古くより開拓せられたる阪神電鉄沿線形勝の地をトシ、理想的の住宅地を提供せんとする者にして、鳴尾辰馬半右衛門氏の所有地十万余坪を坪三円にて買収し、更に六甲山御影山一帯の丘阜約五十万坪（本願寺別荘二楽荘の接続地）を坪五十銭にて買収したり。鳴尾の会社買収地は其位置南は海に面し、北は六甲山に相対す。阪神沿線中如斯優秀の地を僅々三円の低価にて買収せんこと、将来不可能の事に属す。又御影山の丘阜は武庫茅渚の海面を座さがらにして詠むる眺望潤大の好位置たり。近く灘循環電鉄の開通によって住宅稠密せんこと疑ふの余地なし。而して一坪当りの換算九十七銭弱に過ぎざる如きは他に本公司の有利なる内容を啖々する必要なきを思はしむ。蓋し近時叢出する土地会社とは自ら其選を異にせるを知るべし」(M45. 4. 15大毎 募集広告)と「趣意書」を要約している。

守山、細川仁吉、井上守(千日土地建物専務)らが実際の発起人となって(T 3. 3. 17大毎)、「創立趣意書に虚偽の事実を記載し、且之に照応する虚偽の図面を作成し、之を印刷に付して配布し、一面新聞紙上に同様の広告を為したる結果」(T 9. 8. 13法律)、阪神土地建物の資本金150万円、3万株中の2.7万株を発起人が引受け、残余3,000株を公募するとした。主要な発起人は湖亀治郎七(後述)、湖亀与三郎¹⁹⁾、大塚維明²⁰⁾、飯田精一(根津系の大阪高野鉄道、加富登麦酒各取締役)、浜崎健吉(明治36年開業の大株仲間)、小川平助(26年開業の大株仲間)であった。さらに発起人に名を連ねたのは本田友衛(大阪硫安肥料取締役)、日比庄兵衛(諸織物足袋卸)、中西平兵衛(製綿鋳業殖林)、

19) 湖亀与三郎は明治17年1月奈良県生駒郡安堵村の上田奈良蔵の弟に生れ、治郎七の養子となり(人T7こ、p63)、大正4年選挙違反事件で連座

20) 大塚維明は大塚磨の長男、南海鉄道常務・専務、大阪電球、大軌発起人、浜寺土地相談役、千日土地建物社長として楽天地を開業、讃岐電気軌道、京都電気、船場銀行各取締役

松井伊助(39年開業の大株仲買人)、藪田忠次郎(29年開業の大株仲買人)、神田静治(広島瓦斯取締役、宮島ホテル監査役)、南為太郎²¹⁾、年木久治郎(関西土地取締役)、大矢幸八、神戸の藤井忠兵衛(神戸米穀取引所仲買人)、関口高次(神戸川崎銀行支配人・取締役)、滝本登一(煙草商、三星洋行取締役)、加登実蔵、上山一之助(紙文房具)、川勝鹿之助(石油護謨商)らであった²²⁾。

このほか賛成人として以下のメンバーが加わっている。酒井猪太郎(後述)、小林一三²³⁾、今西林三郎(阪神専務、洛西電車軌道社長)、梅原亀七(書籍商、28年開業の大株仲買人)、宮崎弥三郎(鍋釜鋳物商・本富屋)、辰馬半右衛門、尼野源次郎(弁天座主、大阪土地建物監査役)、堀田元次郎(輸入商・堀田商會主)、藤本清兵衛の関与した四ッ橋建物社長)、寺井栄三郎(大株理事)、川合庄助、森政七(酒類卸小売)、田中九兵衛、上山市郎兵衛、中林兵吉(現物商)ら²⁴⁾

発起人・賛成人のうち大株仲買人が5名(浜崎、小川、松井、藪田、梅原)、大株仲買人の弟(酒井)、大株理事(寺井)、神戸の仲買人(藤井)、現物商(中林)などを含め約9名が証券関係者であった。また守山が主導した洛西電車軌道の役員が2名(小林、今西)含まれるなど、守山の人脈で多くの発起人・賛成人が占められていることが窺える。たとえば賛成人の酒井猪太郎は29年開業の大株仲買人帯谷伝三郎の実弟で「雑喉場大尽」と称された生魚問屋・坂又を経営する傍ら、別府温泉土地、大秀組各社長等を兼ね、「機を見るに敏、利益は全部事業に投じ、不動産会社大秀組を作り、別府温泉土地会社を手掛けて成功、巨富を得た」²⁵⁾不動産好きの投機家であった。

明治45年4月ころから6月ころまでに第一回払込金を払込ませて、45年6月27日設立された。阪神土地建物の株式募集広告が出された45年4月には時同じくして、才賀藤吉、野田儀一郎ら才賀電機商会関係者の手になる御影から北方

21) 南為太郎は綿ネル縮金巾卸、株金払込請求事件で大正11年3月期に会社と和解(#16営)

22) 24)『大株五十年史』大阪株式取引所、昭和3年、巻末

23) 小林一三は箕面有馬電軌専務、電気信託300株主、守山主導下で箕電と提携方針をとった洛西電車軌道役員を兼ねた。

25) 三善貞司編『大阪人物辞典』清文堂、平成12年、p489

の御影山の別荘地までの1哩半に工費35万円でイタリア・レオナード式ケーブルカーを敷設して、二楽荘の東隣一帯50余万坪の別荘地開発に対応するとの計画が報じられた。(M45. 4 T) 野田儀一郎を社長とする阪神土地建物²⁶⁾のケーブルカーとの関係は未詳ながら、才賀関係者でもある守山の阪神土地建物と同根の、六甲山麓の開発ブームを煽る目的の一種の陽動作戦の感がある。この計画に先立ち、阪神電気鉄道でも大石(または住吉)～六甲～有馬、距離7マイルのケーブルカーを120万円で建設する計画があり、経営は当分阪神出資の別会社とし収入の見込確定の上合併する方針と報じられた。(M43. 6. 4 R) しかし「六甲山との間約1里半に於ける線路は…険峻なる幽谷の間を通過せざるべからざる困難あり…経費に於て多くを要し当初の資本金二百万円にては到底目的を達し難き」(M43. 9. 3 R)として阪神の計画は中止を余儀なくされた。

大毎の「合財囊」欄は「土地熱も株の募集締切後案外権利が高くなる所を見れば稍や下火かと思はれたが、事業屋共は一向頓着なく先へと乗換へて土地熱を煽って居る。シカモ今度發起せられたのは愈々六甲山まで攻め上げて来た。土地熱も斯う昂って来ては愈々死期が近づいた訳だ」(M45. 4. 5 大毎)と冷静な記事を載せ、エッフェル塔を模した通天閣を経営する大阪土地建物の別名「巴里株」、海面を埋め立てた大阪港土地の別名「和蘭土地」に因み、高地チベットになぞらえて「合財子は阪神土地会社に西藏土地といふ別名を授け」(M45. 4. 5 大毎)たと揶揄した。

資本金は150万円、払込37.5万円、当初の役員は取締役大塚惟明、足立平助²⁷⁾、守山又三、監査役松尾平次郎²⁸⁾、森秀次²⁹⁾、相談役湖亀治郎七(船場

26) 『大阪現代人名辞書』文明社、大正2年、p555

27) 足立平助(東区淡路町)は明治3年6月1日生れ、家業の木綿商から綿糸類輸出商さらに質商に転じ、「大阪市に有名なる質商」(実辞ア、p24)となり、所得1,906円(M28. 10. 10商資)、29年通商銀行取締役兼支配人(紳M31. p932)、34年時点では備後町、道修町、西区京町堀などに宅地家屋61,239円所有、35年高野鉄道取締役となり、高野社債権者・起草委員、中立派株主団体を組織、38年9月末現在高野鉄道652株主、39年日本生命の融資稟議書では「純資産七八万円ヲ有シ身元確實」と稟申。40年大阪信託社長就任。平蔵と「兄弟相提携して、大阪実業界に貢献し、能く其名を表はす。盛なりと謂ふ可し」(実辞ア、p24)と評された。

28) 松尾平次郎(東区平野町2)は大倉組名古屋支配人を経て缶詰製造、麻商、才賀系の大

銀行顧問) (M45. 4. 15大毎), 支配人は当初細川仁吉から前田栄太郎に変更, 会計主任赤尾亀一郎 (T9. 8. 13法律) であった。細川仁吉は大正9年時点で60歳, 「守山又三と共に此事件の元凶と目された」 (T9. 10. 13法律) 阪神土地建物の「創立当初の支配人」 (T3. 3. 18大朝) で阪神土地建物専務となり, 守山又三と船場銀行を設立 (T9. 10. 13法律), 「保釈中種々事業を計画し, 現に二三土地会社重役を兼ね, 今春株暴騰時代には数十万円を勝ち得て株成金となり居れり」 (T9. 10. 13法律) とされた。支配人の前田栄太郎 (兵庫県武庫郡大社村) は農業, 元治元年8月15日生れ, 「同会社成立後…同会社支配人と為り」 (T9. 8. 13法律), 「検事局に召喚取調べを受け」 (T3. 3. 18大朝) た。また会計主任の赤尾亀一郎も「守山又三と共謀し…会計主任として保管したる会社所有の金員を壇に又三の用途に費消した」 (T9. 8. 13法律) と見做された。

守山は「阪神土地にしてもひところは四十万といふ金を濡手で粟といふほどのやり手であった…わるい時は悪いもので民衆の土地熱は急にさめ, 六甲付近の土地で三十万といふ損失」 (S6. 10. 2大毎) を被ったとされた。大阪毎日によれば「阪神土地会社は曩に内部の刷新を行ふ所ありしも其後未だ社運の振興を見るに及ばざりしが近く又守山氏の失脚ありて, 愈不勢に陥らんとするの観あり。為めに一部には此際大英断を以て局面展開を計るべしと唱ふるものあり, 或は減資の断行を見るに至るべきか」 (T3. 2. 27大毎) と減資説が流された。

2. 船場銀行

前身の湖亀銀行は明治21年10月湖亀治郎七経営の個人銀行として資本金5万円で大阪市東区備後町4丁目64 (湖亀治郎七の自宅) に設立された。明治25年いったん廃業の後, 再度明治25年12月23日大阪に設立, 大正2年2月1日解散

- 、 阪電機製造専務1,595株, 内外物産社長, 松阪水力電気, 新潟水力電気, 摂津電気, 豊碓石油各取締役, 大阪点灯監査役(要 M44, 役 p353), 船場銀行頭取, 京津電気鉄道発起人。
- 29) 森秀次 (南区天王寺伶人町) は大阪府議, 同議長, 守山又三らと共に大阪朝報社取締役 (要 M44, 役 p542), 大阪府郡部選出の憲政会代議士 (人 T7 も, p19)

した。湖亀治郎七（東区備後町4丁目64）は嘉永6年6月8日先代湖亀治郎兵衛の長男に生れ、明治7年9月家督相続、我国で最初にフランネル製造に従事し、貿易商を兼ね、12年三十四銀行と取引開始³⁰⁾、19年欧米を商況視察し、帰国後湖亀銀行を創立して、自ら経営の衝に当り、尼崎紡績発起人1万円出資の筆頭株主の一人³¹⁾、22年日本生命発起人50株、29年大阪市南区蔵前町～今里～高井田～瓢箪山～松原～道明寺間の摂河電気鉄道（資本金100万円）発起人総代（M29. 2. 29E）、推定所得3,230円（M28. 10. 10商資）、通商銀行頭取、湖亀銀行営業主、大阪商業会議所運輸部長³²⁾、明教生命監査役³³⁾、所得税76円51銭5厘（紳 M31, p919）、「通商銀行をはじめとし、伊予鉄道株式会社、日本紡績株式会社、其他各種数会社の重役たりし事あるも現今之を辞して専心湖亀銀行経営の衝に当り、同地金融界一方の驍将として大阪実業界の重鎮たり」（実辞、コ p10）と評された。しかし頭取を務めた通商銀行は開業僅か数年で明治34年6月25日任意解散した。（変遷、p514）時期的にみて古畑寅造、西川市造兄弟との悪縁の可能性を否定しにくい。

船場銀行は湖亀治郎七の個人銀行である湖亀銀行の業務を継承する目的で大正元年10月12日資本金100万円、払込25万円で北区真砂町47に設立され、11月26日営業認可、12月7日湖亀銀行の債権債務を継承し、12月9日開業した。（変遷、p401）創立当時の頭取は守山、監査役は湖亀治郎七であったが、船場銀行は「一昨年四月守山又三氏が湖亀治郎七氏の経営せる湖亀銀行を買取して資本金百万円の株式組織となせるものなるが、其募集株二万株の中、過半は幽霊株」（T3. 3. 9大毎）で「湖亀氏の持株四千株もあり」（T3. 3. 12中外）、守山は「最初より不善なる或目的の下に設立せられたる銀行なれば、殆ど払込もなし居らず、空手形の類を振込み資本を整へたることに記帳しあり」（T3. 3. 9大朝）、「同行創立に当り株券払込に空手形を以て充てたりとの説ある」（T3. 3. 12中外）虚構の銀行とされた。

30) 『第三十四国立銀行考課状』明治12年

31) 絹川太一『本邦綿糸紡績史 第4巻』昭和14年、p124, 129

32) 『日本現今人名辞典』明治33年、こ p17

33) 『日本全国商工人名録』明治31年、ろ p108

「湖亀氏は所有株券を他に譲りて関係を絶ち、守山氏も平取締役と為り」(T 3. 3. 12中外)、大正2年では資本金100万円(代弁業兼営)、払込25万円、諸預り金555,466円、上町支店(南区上本町通3丁目)、新町支店(西区新町通2丁目)、頭取松尾平次郎、取締役守山又三、大塚惟明、監査役内藤正明(大阪電機製造監査役)、顧問湖亀治郎七(阪神土地建物相談役)であった。(諸T2上, p403)

「同行は組合銀行にも加入せざる一種特有の銀行として守山関係事業たる大阪硫酸肥料会社、阪神土地会社、小原商店(棉花商)等と取引を有するは勿論、守山氏が才賀藤吉氏と昵懇なる因縁上、才賀関係事業とも取引を有したりしが、要するに同行重役関係方面以外には一般大阪財界とは直接の交渉無く、従て一般銀行業務を以て発展すること困難」(T3. 3. 12中外)と観察されていた。事件発覚直前の船場銀行の役員は頭取松尾平次郎、取締役守山又三、岩崎安次郎³⁴⁾、肥田景之³⁵⁾、遠藤文米³⁶⁾、内田養三、監査役藤井済太郎³⁷⁾(T3. 3. 12中外)であった。

船場銀行は大正2年12月末現在の「第三期営業報告」では資本金100万円、払込25万円、諸預り金40.5万円、割引手形68.4万円、他店預け金5.5万円(T3. 1. 31大毎)、大正3年3月時点では積立金なし、預金359,995円、代表者は守山であった³⁸⁾。実権を握った守山が、船場「銀行を自己の意の如くに左右」

34) 岩崎安次郎は大阪硫酸肥料の社長で、代議士として守山の仲間か。「飛田遊廓指定報酬事件」での原告小原有隣側弁護士は「当時、此問題に関して安達謙蔵、肥田景之、岩崎安次郎氏等種々斡旋した」(T9. 9. 23東日)として安達、肥田両氏を証人に申請した。「故代議士岩崎安次郎氏が生前守山を中心とする飛田遊廓指定に関する運動計画の内容を手記した書類」(T9. 12. 18大朝)などの証拠品の提出があった。また渡辺修(京都電気の項参照)と守山はともに代議士同士で、共に三品取引所や大阪電球に深く関与し、42年6月頃共に博愛生命の整理を行う間柄であった。

35) 肥田景之(千駄ヶ谷町原宿)は嘉永3年2月8日鹿児島藩士の次男に生れ、宮崎県より代議士当選、横浜正金銀行監査役、東小樽埋築取締役、大正元年大東鉱業監査役就任、大正3年7月船場銀行取締役を解任、大東鉱業社長ほか多数兼務。

36) 遠藤文米は船場銀行取締役となって「理事として遊郭事務所より同行と取引し約一万円ばかりの遊郭供託金を従来取引し来れる西六銀行より転換預入した」(T3. 3. 5大毎)新町遊郭理事、本莊幸三郎の名義で6,073円12銭の預金を有した。(T3. 5. 29大毎)

37) 藤井済太郎(大阪市東区高麗橋)は友常穀三郎の経営する「神戸貿易商会の棉花部長…守山又三夫人の令兄」(古川, p554)で守山の「一味」、駿遠鉄道取締役(重, p144)。

(商興, p240~1) し、「金融機関を掲げて大に事業界に雄飛を企図」(T3. 3.12中外)した。しかし「種々の情実を作りて預金吸収を試みんとて新町上町等の市内支店に於て多少の預金を集めたり。然れども多くは預金勘定に属して借入金の如き形式と為れるもの多く、此種預金六七十万円に上れるも、真正の預金は十七八万円に過ぎざる也。而して此等預金が用途を見るに大阪硫安会社或は阪神土地会社に流用せられ、或は其等会社払込金に濫用せられたる形跡あり」(T3. 3.12中外)とされた。

3. 阪神土地建物の虚構

守山は所属する「中央倶楽部のため相当の運動費を支出」(T3. 2.10大毎)し、「中央倶楽部の金穴として随分党費に札ピラを切た」(T3. 2.10大毎)とされ、無理な政治資金獲得のためにあくどい発起商法を展開したと見られる。相場記者であった奥村千太郎は守山の「関係があった某〈京都〉電鉄株を、北浜の地場玄人連が頻りに買ふた」(奥村, p971)とするが、「京電の経営を引受けたが身のつまり、さすがの儲け師がどうしたことかドカリ二十万円の損」(S6.10.2大毎)を被り、「時価五十八円、六十円の京〈都〉電〈鉄〉株を買占めて、其後の暴落に痛手を負ふた十数万の創痍癒えず、財産を根こそぎ洗ひ浚へてでも背負ひ切れぬほどの借金ありて流石の策士も弱り切って」(T3. 2.10大毎)、「けれど奇策縦横の守山氏だ。船場銀行に立籠ってこの苦境を切り抜けよう」(S6.10.2大毎)と阪神土地建物、大阪硫安肥料等を巨額損失「埋合せのため設立した」(S6.10.1大毎)とされた。すなわち守山の一連の発起行為の損得としては「京都に新電灯会社を起し、之を京都電灯会社に売付け十数万円を儲けしを手始めに、阪神土地会社にて一時四十万円余の巨利を博せし勘定なりしも…京都電鉄の経営を引受け暫らくの間に二十万円の損失を醸すと同時に土地熱の冷却と共に其買占めたる六甲付近の土地が甚しく低落を来たせし為三十万円近き打撃を受け」(T3. 3.22大毎)た。こうして守山は「近

38) 大蔵省『銀行事故調・全』, p107 (渋谷隆一復刻, 駒沢大学『経済学論集』第6巻臨時号, 1976年3月)

来財政窮迫し、負債山積の体にて刑事事件さへ起るに至り、首も回らぬ窮境に陥りたるが、氏は従来中央倶楽部のため相当の運動費を支出せるにも拘はらず、同志会幹部にては氏の窮境を救済せんともせず見殺しにするより、氏は内心大に平かならざるものあり。一方政府及び政友会は此機を逸せず氏に対し圧迫誘拐を試みたりとの説もあり」(T3. 2. 10大毎)と報じられた。守山は「窮余の一策として船場銀行に立籠り、手形を濫発して辛くも弥縫せんとする中、今〈大正3年〉春山本久顕³⁹⁾氏より九州鉦山に関する株券の事に就き告訴を受け」(T3. 3. 22大毎)、もしくは「北海道釧路の某鉦山に係りて振出したる小切手二口六千余円が不払となった為め東京の某氏(山本久顕氏なりともいふ)より詐欺の告訴を提起せられ」(T3. 2. 10大毎)たとされる。「目下当地方裁判所一松検事⁴⁰⁾の係にて取調中なる処へ其他に数件の告訴あり。何れも同検事の捜査中にて…刑事被告人として公人生活の命脈を絶たれるやも知れず。当年中央倶楽部の金穴として随分党費に札ビラを切た男も窮迫すれば一向救助して呉るものも無き党友の無情を恨みたる由なれば、こんな事情と政府側の圧迫に堪へず遂に脱党に及びたるものらし」(T3. 2. 10大毎)と報じられた。大正3年2月には駿遠鉄道の内紛に関連して船場銀行の名が出た。すなわち「静岡県榛原郡川崎町駿遠鉄道株式会社(資本金百二十万円)は内部紊乱し同社旧重役及び旧発起人と現重役との間に紛議生じ、目下同地方の大問題となり居れるが、右事件に関連して昨年六月以来同会社が大阪市東区備後町四丁目の船場銀行に多額の預金ある如く装ひ居れるより、其事実の調査方を大阪府警察部に依頼し来りしかば、同部刑事課にては十八日午前船場銀行支配人本^{ママ}田弥一郎⁴¹⁾

39) 山本久顕(麻布区飯倉片町)は明治3年8月1日高知県に生れ、南日本製糖専務、山本鉦業部無限責任社員、米国留学経験もある「米国式の実業家」(重, p293)と評された。

40) 一松定吉は「世間が鬼検事などといって囃したて」(古川, p558)た有名な検事で、大沢らを取調べ(回顧, p186)「お前は守山が逃亡する時、旅費を貸与へた由、守山が何処へ行ったかを申し立てよ」(回顧, p152)と追及した。一松は守山の「家宅捜索をした時、氏の感想録の一ページに『策は策ならず』と書いてあったのが、妙に記憶に残ってゐる。これが失踪直前の氏の人生哲学だったらしい」(S11. 3. 24大毎)と回想する。

41) 本多弥一郎(西成郡豊崎町字本庄)は明治32年時点では京都市の日本産業銀行副支配人、京都木炭取締役、「才賀電気商會にありて怪腕を揮ひたる」(T3. 3. 9大朝)秘書役から船場銀行支配人に就任。

及び行員を召喚して預金云々の件に就き取調べたるに預金どころにあらず、同会社の株券を抵当として船場銀行より七万円を貸出しあること判明、此旨通報せり」(T3. 2. 19大毎)と報じられた。これを契機に「阪神土地会社の金七万五千円騙取、船場銀行預金七十六万横領、硫酸肥料会社の偽造株券乱発」(S 6. 10. 1大毎)など一連の不祥事が暴露した。松田正之は大正2年11月23日額面2,000円、支払期日大正3年1月23日、支払場所北浜銀行の「約手を受取りしも期日に支払を了せず、其の後屢督促し、漸く千六百円を受取りしが、残金四百円を今に支払はず」(T3. 3. 18大朝)として阪神土地建物専務の守山を大阪地裁に破産申請した。阪神土地建物も大阪硫酸肥料と同様に「株式募集不成績に終りし為め、二三の重役が多数の株式を持たざる可らざる羽目に陥り止むなく払込を指定せる船場銀行に払込を了せる如く装ひ、多数の幽霊株を作れる不正事件」(T3. 3. 17大毎)の嫌疑であった。こうした訴訟の頻発に「其筋に於ては船場銀行と守山等の関係怪しと見込み調査を遂げたるに、守山等が実際空手形を以て株金払込に代用し居れること及び大阪硫酸肥料会社、阪神土地建物会社の株金払込に銀行の資金を乱用せることを発見したりしかば、先づ臭味の嫌ある同行支配人其他関係会社の役員を拘引した」(商興, p241)のであった。

こうした折に守山の動静を報じた日本電報通信社(明治39年12月設立、現電通)のある電報配信記事が守山の命取りになったという。大正3年電通記者を解雇された古川浩の回顧によれば、「私の一寸した記事が大変守山の迷惑となったというので、内安堂寺町〈守山邸〉へ呼びつけられて、今夜上京して君の首を齧るからそのつもりで居れと申渡され、まさしく電報一本でチョン斬られたのである。それほどまでに守山が激怒したのは、彼が福紡株買占の片棒を担った資金が彼の社長たる博愛生命、船場銀行から出たことが政府の不意打的検査にあって退引ならぬこととなり、意を決して同郷の先輩で当時飛ぶ鳥落す勢であった大浦兼武の懐中へ逃込んだ」(古川, p556)と顛末を暴露している。

「阪神土地の支配人の細川仁吉氏(当時五十二歳)が行方をくらます」(S 6. 10. 2大毎)など、守山の配下も危険を察知して次々に逃走した。守山の関

係先の大坂硫安肥料は「資本金十万円を二十万円に増加したるが、今日尚実施に至らず、増資株の思はしからざるより、重役等は船場銀行を払込銀行と指定して手形を振出し払込完了せし如く装ひたる事実あり」(T3. 3.10大毎)、細川と同様に「金庫の鍵と重要書類をもってドロム」(S6.10.2大毎)した硫安会社支配人小林滋を逮捕し、阪神土地建物支配人の前田栄太郎、細川仁吉、井上守、元創立委員長の遊上五郎兵衛(元府会議員)らを召喚して取り調べた担当検事の一松定吉は後に「阪神土地会社が阪神沿線大社村所属の禿山十萬坪を種に詐欺を働いたのと、硫安肥料会社の偽造株、船場銀行の預金横領の三件で確か起訴した」(S6.10.1大毎)と、3社が一連の事件を構成していたと回顧している。後年の裁判では創立総会で「会社の買入るべき守山又三の所有山林は価格三万円に達せざるにも拘はず真実の引受なかりし二万一千株の第一回払込金合計二十六万四千七百余円に相当する価値あるものにて、其代金は已に仮払せりと創立総会を申欺きて、之を承認せしめ、因て又三をして右第一回払込金額と山林の実価との差額二十三万余円の払込義務を免れて利得せしめ」(T9. 8.13法律)、「阪神土地が辰馬氏に支払うべき土地代金三十万円を償却する為め数回株券払込を徴せし際、一部重役は〈船場銀行〉行金を流用して払込に充てたる形跡あり」(T3. 3.12中外)と判断された。

一松検事らが関係者を厳しく取り調べた結果、不逮捕特権を有する代議士の「守山氏が主犯者であることが判り、議会の閉会を待って同氏を喚問すると同時に令状を執行し得る程度に進捗してゐた折柄、守山氏はかねて京都電鉄に手を焼き、意外の失敗を重ね、これが埋合せのため設立した右〈阪神土地建物、大坂硫安肥料ら〉の会社が司直の手に糾弾されたので、いよいよ刑事上の訴追が身に迫ったことを知り」(S6.10.1大毎)、「刑事事件につき検事局の取調中、何処かへ逃亡」(回顧, p151)し、「或は其まま西下して海外に遁れしにあらずや」(T3. 4.2大毎)と観察された。守山は海外逃亡直前に同じ同志会所属の代議士として「守山とは親友の間柄」(T3. 3.21大毎)の阪本弥一郎宛に「従来の厚誼を謝し、近時数次の失敗により自ら窮地に陥り種々心配を懸けし事を例に似ず懇に謝したる暇乞ひ様のもの」(T3. 3.21大毎)を書き送っ

た。また守山は九州出身の浅野陽吉とも親交があり、逃亡直前に「姿を晦ます最後に浅野陽吉氏と会食して金策を依頼し、其際は平素には似ずソワソワして慌て込みゐた」(T3. 4. 2大毎)とされた。海外逃亡した「守山又三と共に此事件の元凶と目された」(T9. 10. 13法律)細川仁吉も「船場銀行の預金七十六万円、阪神土地建物、硫酸肥料株にて二十六万円を詐欺横領し、当時の財界に恐慌を惹起」(T9. 10. 13法律)し、一審で懲役3年の判決を受け、その後大正9年9月27日名古屋控訴院での有罪確定による収監の際に、守山と同じく再度「何処へか逃亡」(T9. 10. 13法律)した。

4. 阪神土地建物の末期

同根の船場銀行(大正10年設立無効判決が確定)の場合は不正手形事件に加え、松尾平次郎の背後に控えていた才賀電機商会の破綻も発生したため設立無効訴訟、破産申請が続出したが、同様に阪神土地建物でも「胚胎せる忌はしき事件の発覚其他訴訟事件引きも切らず、今尚二三係争中に関する問題ありて、兎角経営上行悩勝」(T11. 1. 17内報)ちで開発計画も当然に頓挫したと見られる。守山が振出し、船場銀行が裏書きをした手形40万円のうち、約20万円は阪神土地建物取締役足立平助と弟の足立平蔵⁴²⁾によって割引かれるなど、不正手形事件には阪神土地建物、才賀電機商会関係者らも深くかかわっていたと見られる。

「阪神土地建物会社の株金払込に〈船場〉銀行の資金を乱用」(商興, p241)したことに基づく不当支出の訴訟が出された。すなわち「元発起人ニ対スル第一回株金払込請求事件」, 「竹中嘉蔵⁴³⁾氏ヨリ係ル約束手形二通合計二万円也

42) 足立平蔵(東区伏見5)は明治6年6月28日足立平助の弟に生れ、綿ネル縮太物卸(商信 M45, p236)、洋釘鋳製造を開始するも廃業し、兄と同じく質商に転じた。木綿太物商・糸平洋行社員、阪神曳船取締役、河内毛糸紡績取締役、三日市毛糸製造所業務執行社員等を兼ねた。日本生命は39年3月足立平助の保証と不動産で6,500円貸付。41年下期能勢電気軌道取締役就任、すぐ辞任(『風雪六十年』能勢電気軌道, 昭和45年, p210)

43) 竹中嘉蔵(大阪市東区淡路町2)は電話売買其他(商信 M45, p126)、有価証券売買業、明治45年現在阪神電鉄¹⁸⁾1,335株主、箕電70株主として今西林三郎の意向を汲んで箕電に訴訟を提起するも敗訴、大阪硫酸肥料、船場銀行、亜細亜鋳業各取締役、T11/4 阪神土地建物1,000株主(#16営, p4)、阪神土地建物を相手取り約束手形金請求訴訟を提起(T

請求事件」(以上#15営),「川咲義和⁴⁴⁾氏ヨリ係ル株式会社設立無効請求事件」,「木谷市右衛門氏ヨリ係ル額面五千元也約束手形不当利得返還請求事件」「竹中とら氏に対する元金四万円也の抵当権設定登記抹消請求事件」(以上#16営)などである。このうち大口債権者の竹中嘉蔵(船場銀行取締役)は「被上告〈阪神土地建物〉会社の取締役守山又三が会社を代表して自己を受取人とし,振出したる手形行為」(T10.1.13内報)は無効として訴訟となったが,大正10年の大審院判決で正当な行為として成立すると認定され,竹中の上告は棄却された。(T10.1.13内報)

このため阪神土地建物では守山事件が発生した「大正三年以来,各訴訟ノタメ債権債務不明了ニ付,商法所定ノ貸借対照表,財産目録,損益計算書等ノ作成不可能ニ付,従来ハ…収支計算ノミヲ作成」(#16営)する「大正三年以来決算不可能なりしものを通算して計出」(株T14, p374)した仮決算しか出来ず,「大正二年末彼の守山事件発生以来決算書の発表を見ざる」(T11.1.17内報)異常事態が長らく継続した。こうした経営環境で所期の開発行為が遂行できるはずもなかった。守山事件の後,守山系統の重役が辞任した大正4年時点の役員は常務池田和吉⁴⁵⁾,常務沢田誠太郎(西成郡鷺洲町浦江,御影土地発起人・賛成人),取締役早田吉三郎(愛知県中島郡奥町),監査役藤岡菊次郎⁴⁶⁾であった。(諸T4上, p415)池田常務ら新しい重役陣による整理が徐々に開始され,まず大正6年4月大株主会で「会社基礎財産現実ニ金七十五万円以上ニ充当スルヲ最低限度トシ,所有土地売却方並ニ訴訟行為ニ関スル和解ノ件ヲ現重役ニ委任ノ件」(株T6, p605)を決議したのに続いて,150万円,3万株

10.1.13内報),撰陽土地商事(旧御影土地)取締役(株,T14, p378),昭和2年で阪神土地建物①816株主(要S3, p16)。富美子,いく子,好子は竹中嘉蔵の家族(『株主要覧』大正6年, p203)

44)川咲義和(大阪)はT11/4阪神土地建物10株主(#16営, p8)

45)池田和吉(大阪市南区巖谷西之町)は明治5年7月15日香川県の池田宇次郎の次男に生れ,「阪神土地建物に入社,同社の経営に当り,取締役を経て専務に進み,最近更に讃岐倶楽部専務に就任」(選集, p852),吉阪商店監査役(人T7い p155),中央毛織監査役,阪神土地建物取締役

46)藤岡菊次郎(名古屋市中区南泉服町)は株式現物仲買(商信M45, p195),大正7年では阪神土地建物監査役のみ(重, p396)

の現資本金を1万株を1株30円の割で買入消却する方法で資本金を50万円減じて100万円とする減資が実施された。(株 T 8, p694) 大正13年時点の阪神土地建物役員は専務池田和吉, 取締役米谷新助⁴⁷⁾, 吉阪元次郎⁴⁸⁾, 監査役水谷政次郎⁴⁹⁾であった。(株 T13, p211) その後阪神土地建物の監査役には池田と同郷の大物弁護士・白川朋吉⁵⁰⁾が加わった。

阪神土地建物の鳴尾所有地は16,025坪(坪当り37円), 本山村山林約60町歩⁵¹⁾で, 大阪市の調査では「無謀なる射利的企業の結果…広告代用の標示杭を立てたるのみにて放置」⁵²⁾された荒蕪地の一つと見られていた。昭和2年3月末の所有地は武庫郡本山村本庄・山林(第一号地)529,449坪, 同・金長山・山林77,618坪, 武庫郡鳴尾村字西鳴開・畑(第二号地)9,895坪(株 S 2, p5101)で, 大正6年以來の「所有土地売却方」は鳴尾だけで, 本山村の売却はなかなか実現しなかった。昭和4年頃の阪神土地建物の甲子園物件の分譲単価は坪42~50円, 一区画100坪以上, 現在戸数60戸であった⁵³⁾。末期の阪神土地建物の姿は第36回事業報告書によれば, 昭和17年3月末鳴尾は「貸住宅トシテ全部賃貸中」(#36営, p3)の収益物件であったが, 戦時下でも「本社所有阪急沿線金長山, 菅滑山及奥山ニ対スル大口商談モ時局柄進捗セズ, 今尚ホ継続中」(#36営, p3)であった。

47) 米谷新助(大阪市東区淡路町)は履物卸(商信 M45, p99), 木村準治系統の大阪野江土地建物取締役, T11/4 阪神土地建物500株主(#16営, p6), 中央毛織取締役, 大日本製帽取締役(要役中, p17)。中央毛織(大阪市東区難波桜川町, 資本金20万円)の役員中2名が阪神土地建物と共通。

48) 吉阪元次郎(大阪市東区南久太郎町)は直輸入(商信 M45, p107), T11/4 阪神土地建物550株主(#16営, p6), 大阪野江土地建物取締役(要役中 p11), 六甲土地取締役(諸 T 9 上, p759)490株主, 池田和吉が監査役の吉阪商店の経営者か。

49) 水谷政次郎(大阪市西区西長堀北通)は T11/4 阪神土地建物500株主(#16営, p8), 同姓同名にパン製造(商信 M45, p271)

50) 白川朋吉は明治6年12月香川県生れ, 関西法律学校を経て明治31年中央大学卒, 大阪で弁護士開業, 明治44年時点では有馬電気取締役(要 M44, 役 p514), T11/4 阪神土地建物50株主(#16営, p8), 大正14年頃大阪市議員となり議長, 日本工業所, 琴平参宮電気鉄, 大牟田電気軌道, 西讃電気, 日本バルト, 茨木土地, 阪神土地建物各監査役を兼ねた。
(『華城事業界之名流』昭和8年, p436, 『地方鉄道軌道営業年鑑』, 要 S 3, p520)

51) 52) 大阪市社会部調査課『大阪市住宅年報』第4号, 昭和元年, p135~136

53) 『日本地理風俗体系』第8巻, 近畿地方上, 新光社, 昭和6年, p180

むすびにかえて

守山又三の消息については「船場銀行一件に座して行衛不明となったまま、怪物は何処までも怪物を以てし、其の後の消息は誰れ一人知る者が無い」（奥村，p971）とする。京都電灯田中博の回顧によれば明治45年の京都電気買収の「何年か後だと思うが、守山氏が財政的にも困り、再び大沢（京都電灯社長）氏のところへ来て『実は友人から頼まれ、株券で金融してやったところ、にせものだったので、まるで自分が詐欺をしたような形になった。いま四千円ないと入監しなければならぬおそれがある』と泣きついて来た」（財界，p52）とある。大沢善助によれば明治45年の京都電気譲渡の後、「前にも貸金があるのを返金しない故」「守山は其後大分財政が窮乏して困って居る」（回顧，p150）と観察していた。守山の「友人」を足立兄弟や義弟の藤井，不正の株券を守山が1,100株を出資し専務となっていた阪神土地建物や駿遠鉄道等と考えると前述の大沢に告白した空株事件で「其筋に…拘引」された状況が酷似している。守山が「担保にするものが何もないと云って居た…そこで気の毒に思った」（回顧，p151）大沢は2000円を無担保で守山に貸してやった。大沢の顧問弁護士守屋孝蔵も「男らしく頗る俠気に富んで居る…能く人の面倒を看た」（大沢，p12）と評する大沢親分に守山がすがりついたものと見られる。大沢は大阪府の警部から「お前は守山が逃亡する時，旅費を貸与へた由，守山が何処へ行っただかを申し立てよ」（回顧，p152）と4時間にわたり厳しく追及された。大沢は「別段に守山に対して知って居る事を隠さねばならぬ程の義理は無い仲である」（回顧，p152）と強調する。守山自身も帰国後の回顧で「当時私は桂内閣の内相をしてゐた故大浦兼武子らと親交を結び，その政治運動のために少からぬ無理をして軍資金を貢いだ。そんなことから自分の関係事業に破綻を生じ刑事被告人として追窮される羽目となった」⁵⁴⁾、「私一人が罪を背負ってたれにも迷惑をかけまいとしたのが逃亡した理由」⁵⁵⁾、「当時私は第一に死を決する。第

54) 57) 「守山又三氏手記①②」S11. 3.25～6大毎

55) 58) 「亡命二十三年を語る」S11. 3.24大毎

二に法の命ずるままに服する。第三は新天地を海外に求めて渡るといふ三つのことを決定し、親友〇〇〇〇氏（現内閣某大官）、〇〇〇〇氏（某政党領袖）などに相談したところ、第三に賛成したので、いよいよで抜けることになった⁵⁶⁾、「政党に関係し深入りしたことがそもそも失敗だった。それは名と利の亡者の集まりであり、乞食の生活である。取らう取らうでは世の中が殺風景で仕ようがない⁵⁷⁾、「私が代議士になったのが過ちでした。あの生活に入ったら金は幾らあっても足りませぬ。あの当時私を取巻いてゐたのが、今思ふと『高級乞食』のようなものでした⁵⁸⁾と自分の非を認めた。

大沢が用意した形の高飛費用2000円を受取った守山は「アメリカへ脱出、そのまま二十何年かをニューヨークで暮らし、つい十数年ばかり前に日本に帰ってきた」（財界、p52）と戦前期に四半世紀もの海外逃亡を敢行し、「時効にかかってからノコノコ帰って来⁵⁹⁾て、司法権の威厳を著しく損ねたつわものであった。『山本条太郎翁追憶録』に掲載された守山又三自身の追憶では「自分が或事情の下に日本を去るに当り、銀座一丁目辺の仏蘭人経営の洋食店にて御別れの食事をしたが、それは大正三年三月十日、自分が日本出発の前日であった⁶⁰⁾とし、「自分が在外放浪…自分は最後まで在外本望を遂げて帰朝したく念じて居たものの…山本氏の病気が心がかりになり…過去の恩顧を奉謝致さねば相成らずと決心して〈昭和8年〉二月二十六日紐育を出発し、三月十九日横浜着、同二十四日山本氏邸に参向⁶¹⁾したとする。

守山又三が関係した船場銀行の取引先は守山が紐育潜伏を続けている約20年の歳月の中で、ごく一部を除いていずれも惨めな末期を迎えた。まず船場銀行は設立そのものを無効とする裁判が行われ、大正11年1月設立無効判決が確定した⁶²⁾。船場銀行の旧オーナー・湖亀治郎七は大正4年3月5日『奈良新聞』に「不肖今回奈良県各郡部有志諸賢の御推薦を辱し、衆議院議員候補者に相立

56) 「守山又三の長女への手紙」S6.10.2大毎

59) 平井瑗吉『京都金融小史』昭和13年、p129

60) 61) 守山又三稿、原安三郎編『山本条太郎翁追憶録』、昭和11年、p668～9

62) 65) T11.6『日銀調査月報』『日本金融史資料 明治大正編』第21巻所収、変遷、p401～2

ち申候」(T4.3.5奈良 広告)と正式に立候補したものの大規模な選挙違反を起して挫折した。公判で検事から「立候補に就ても藤田(礼三郎)に煽動せしめられし事実あり、太閤と云はるるは正しき意味にあらずして不正の意味に於て斯かる綽名を伝へらるなり…湖亀治郎七の情状は多少藤田等に乗ぜられし点ある」(T4.3.22奈良)と論告求刑された。おそらく船場銀行設立でも守山に乗ぜられやすい資質の持ち主であったと思われる。大正7年時点の湖亀は「資産家」(人T7こ, p63)とされたものの兼務先の記載もなく、大正13年3月3日死亡した⁶³⁾。

駿遠鉄道は大正7年5月18日付で免許(静岡県榛原郡焼津～中泉間41哩64鎖)が失効した⁶⁴⁾。「重役中駿遠鉄道株式会社空株券発行事件ニ関連シ、其筋ノ召喚取調ヲ受ケタルコト預金者ノ不安ヲ招キ江尻清水ノ両支店ハ一万余円ヲ取付ラレタ」⁶⁵⁾東遠銀行も駿遠鉄道解散と相前後して大正8年6月県内の有力銀行である三十五銀行に合併され解散した。(変遷, p530) また同様に船場銀行に特別預金21,500円をおこなっていた讃岐電気軌道は「回収不能に陥りたるを聞知したる有志株主は代表者をして同社に迫り居れる」(T3.7.1大日)混乱が続いたが、紆余曲折を経た後に琴平参宮電鉄として更生した⁶⁶⁾。また船場銀行に一族のいく子、好子、富美子3名の名義で合計48,500円の貸金(T3.5.29大毎)をしていた差押債権者の竹中嘉蔵は船場銀行、大阪硫安肥料各取締役などの立場で守山関係の整理に関与せざるを得ない立場となった。

前稿の御影土地の内実は本稿の場合と酷似しており、いずれも六甲山麓の丘陵地を魅力ある観光施設等に変身させるとの開発計画を仮装した虚構に過ぎなかった。阪神土地建物では首謀者らが逃亡し、全貌が解明されぬまま長らく放置されたため、“虚業家”に二匹目のドジョウを獲得させる素地を与えたと言えよう。

63) 『大正14年毎日年鑑』大阪毎日新聞社、大正13年、p705

64) 『鉄道統計資料』大正7年、p3

66) 『琴平参宮電鉄60年史』昭和46年、p20